

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第451号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
塩尻市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
塩尻市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第452号**

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間  
平成27年4月28日から平成27年9月14日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課

**長野県告示第453号**

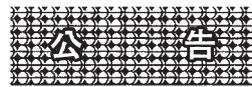
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
城山、大俣、草間、片塩、七瀬、田麦、小田中、上小田中、東山、間山、新野、桜沢1、大熊、大熊2号、桜沢2、奥手山、大沢、坂上、上池、穴田、小割、永江、熊坂、梨久保、大持平、向山日影、伊予岡、荒山、道光寺及び牡丹沢
- 2 指定の区域  
中野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課



**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、平成27年9月28日付けで次の者を表彰しました。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部守一

県民栄誉賞

小澤 征爾

人事課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人飯田葬祭事業組合
- 3 代表者の氏名

伊藤 茂雄

- 4 主たる事務所の所在地  
飯田市鼎中平2820番地アイ・ホールいとう内
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、環境衛生と故人の尊厳を保つために遺体の火葬業務事業を行うと共に、大規模災害の折には遺体の保全と腐敗遅延、および伝染病予防活動等に専門知識と技術を活かし対応し、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

## 公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成27年10月5日

長野県知事 阿部 守一

- 1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ミナミアグリ	伊那市東春近3712-1	伊那市東春近6536
原 豊	下伊那郡豊丘村大字神稲4502-2	下伊那郡豊丘村大字神稲8153ほか1筆
有限会社鉢伏ファーム	松本市大字寿白瀬淵字堤地1361-1	松本市寿北6丁目855ほか318筆
有限会社芳川宮農	松本市小屋南1-15-16	松本市平田西2丁目14
草間 弘秋	松本市寿北6-34-10	松本市大字寿豊丘490ほか1筆
合同会社しなの	東筑摩郡朝日村大字古見1892	東筑摩郡朝日村大字古見1672
青柳 渡	東筑摩郡朝日村大字西洗馬1935	東筑摩郡朝日村大字西洗馬字原新田118-1ほか2筆
有限会社小林果樹園	中野市大字栗林83	中野市大字牛出字野畔245
小野澤 寛	中野市大字竹原482-4	中野市大字赤岩字神宮寺320-8ほか15筆
清野 友之	中野市大字豊津2382	中野市大字豊津字袖山1825

- 2 農用地利用配分計画を認可した日  
平成27年10月5日

農村振興課

## 公告

中野市八ヶ郷土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成27年10月5日

長野県北信地方事務所長 田 中 功

## 理事

## 新任

氏 名 住 所  
原 誠 中野市大字桜沢1193番地1

## 退任

氏 名 住 所  
小 林 俊 幸 中野市大字桜沢1143番地

農地整備課

## 公告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号のイの規定により放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を次のとおり行います。

平成27年10月5日

長野県公安委員会

## 1 講習の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
駐車監視員 資格者講習	平成27年11月 6日（金） 及び11月7日 （土）	午前8時30分 から午後5時 15分まで	長野市川中島町原 704の2 北信運転免許セ ンター
〃 （修了考査）	平成27年11月 13日（金）	午前9時00分 から午前11時 30分まで	

## 2 受講手続

## (1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、駐車監視員資格者講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（申込み前6月以内に撮影した無帽、無背景、正面、上三分身、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真）を貼って、長野県警察本部交通部交通指導課駐車対策係（長野県庁内9階）に持参してください。

## (2) 受付期間

平成27年10月13日（火）から10月30日（金）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

## (3) 手数料

講習手数料（2万円）は、講習初日に長野県収入証紙により納付してください。

## 3 その他

(1) 道路交通法第51条の13第1項第2号のイ、ロ又はハに該当する場合は、駐車監視員資格者講習を受講して修了考査に合格し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

(2) 講習についての問い合わせ及び申込書の請求は、長野県警

察本部交通部交通指導課駐車対策係（電話 026-234-9921）にしてください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

交通指導課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成27年10月5日

長野県警察本部長 尾 崎 徹

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ513台及び周辺機器一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県警察本部警務部情報管理課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日  
平成27年8月7日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名 称 リコーリース株式会社関東支社  
(2) 所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-261
- 落札金額  
1月当たり賃借額 1,483,704円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
平成27年6月25日

情報管理課